

# 虐待防止のための指針

医療法人やわらぎ  
虐待防止のための指針

## 第1条 目的

本指針は、医療法人やわらぎ（以下、法人という）が、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行ってはならない。

### ア. 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

### イ. 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

### ウ. 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### エ. 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

### オ. 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

## 第2条 虐待防止委員会の設置

- (1) 当法人では虐待発生防止に努める目的として、「虐待防止委員会」（身体拘束適正化委員会と兼ねる）を設置する。
- (2) 虐待防止委員会は月に1回、定期で開催する。但し、緊急の場合には臨時に開催することは妨げない。身体拘束廃止委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があり、加えて部署又は事業所と連携して虐待防止検討委員会を開催する場合がある。
- (3) 虐待防止委員会は、次のことを検討する。
  - ア. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関すること。
  - イ. 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
  - ウ. 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
  - エ. 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
  - オ. 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
  - カ. 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の防止策に関すること。

キ. 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

ク. 虐待防止に関する職員全体への啓発・指導。

#### (4) 虐待防止委員会の構成

委員会の構成は、当法人の各事業所の専門職が代表して委員を務め、医師は委員会の長を務めその代表とする。

- ①医師部門（院長、施設長 等）
- ②事務部門（本部長、事務長、事務員 等）
- ③看護部門（看護師）
- ④介護部門（介護福祉士）
- ⑤相談部門（支援相談員、介護支援専門員）
- ⑥リハビリ部門（理学療法士、作業療法士）

### 第3条 虐待又はその疑い<以下、「虐待等」という。>が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、事実関係の調査・分析を行い速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

### 第4条 報告及び再発防止の義務

職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、速やかに上長に報告すること。また虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談すること。

- (1) 上長は、苦情相談窓口を通じての相談や上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。また必要に応じ関係者から事情を確認し、これら確認の経緯は、時系列で概要を整理する。
- (2) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
- (3) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- (4) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成して職員に周知する。

- (5) 施設内等で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告する。
- (6) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

#### **第5条 成年後見制度の利用支援に関する事項**

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

#### **第6条 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項**

虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告する。

- (1) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
- (2) 対応の流れは、上述の「第4条 報告及び再発防止の義務」に依るものとする。
- (3) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

#### **第7条 利用者等に対する当該指針の閲覧**

本指針の利用者等に対する閲覧については、当法人の各施設・事業所にて掲示し全ての関係者閲覧可能とする。

#### **第8条 虐待防止のための職員研修**

職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底する。

- ・ 定期的な教育・研修（年2回）の実施
- ・ 新任者に対する虐待防止のための指針及びマニュアルの説明。
- ・ その他必要な教育・研修の実施

#### **第9条 その他**

第8条に定める研修会のほか、各地区社会福祉協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図る。

附則

この指針は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

この指針は、令和 5 年 4 月 1 日より改正する。